

非常変災時における措置について

枚方市内の学校園における非常変災時の措置について、気象庁より、「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」、「校区内避難指示」が発表・発令されたとき、または地震発生時の対応についてお知らせします。ご家庭におかれましては、このプリントを保存し、対応していただきますようお願いいたします。

I 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報における対応

① 午前7時現在

- ・枚方市に特別警報が発表されているときは、臨時休業。
- ・枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

② 午前9時現在

- ・枚方市の暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時(9時35分)より授業を行います。
(9時10分に集合場所に集合して集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。)
- ・いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

③ 午前10時現在

- ・枚方市の暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時(10時40分)より授業を行います。
(10時10分に集合場所に集合して集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。)
- ・いずれかが発表中の場合は、臨時休業。

④ 登校後

- ・枚方市に特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。
- ・枚方市に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、原則として教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

⇒その場合、各ご家庭から提出いただきました「警報発令に伴う緊急下校について」に準じて、集団下校させるか学校に待機させるか判断します。記載内容と異なる対応が必要な時は、必ず学校までお知らせください。
帰宅後、お子さまが困らないように、ご家庭での対応について事前にお子さまと話し合っておいてください。

⑤ 留守家庭児童会室

- ・特別警報が発表された場合は臨時休室になります。
- ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除された場合は開室になります。
- ・上記③の午前9時以降午前10時までに解除された場合は、給食がないためお弁当を持参いただきます。
(詳細は、留守家庭児童会室から配布されているプリント等をご確認ください)

⑥ 放課後オープンスクエア

- ・特別警報が発表された場合は臨時休室になります。
- ・暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除された場合は開室になります。
(詳細は、オープンスクエアから配布されているプリントや手引き等をご確認ください)

⑦ 枚方子どもいきいき広場

・いきいき広場についても、学校の対応に準じます。

II 土砂災害警戒情報・校区内避難指示における対応

○枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、気象情報及び避難情報により、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の解除時の対応と異なる場合があります。

【例】各種警報が解除されたが、校区内に避難指示が発令されている箇所があり、通学路等の状況から臨時休業を継続する。(又は対象の地域の児童・生徒のみ登校を見合わせる。)
その場合は、留守家庭児童会も臨時休室となります。

II 地震発生時における対応

- (1) 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- (2) 家庭内の身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- (3) 保護者への引渡し下校の際は、学校からのメール配信に基づいて、ご対応をお願いします。

震度5弱以上の地震が発生	
登校前	<p>臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し</p>
下校中	<p>児童は、危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

非常変災時にすぐ確認できるよう、保管下さい。